

食品専門監視業務運営要綱

(目的)

第1条 大規模製造施設等の監視指導について、川崎市保健所及び川崎市保健所支所の連携に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(施設名簿)

第2条 川崎市保健所長（以下「保健所長」という。）は、川崎市保健所支所長（以下「支所長」という。）と協議の上、次の各号に定める施設の中から健康福祉局保健医療政策部が所管する施設（以下「専監施設」という。）を選定し名簿（以下「専監施設名簿」という。）を作成するものとする。

- (1) HACCPに基づく衛生管理を実施している施設
- (2) 大規模製造施設
- (3) 臨海部冷凍冷蔵施設
- (4) 食肉流通センター施設
- (5) 保健所長が必要と認める施設

2 保健所長は、専監施設名簿に追加又は削除の必要が生じた場合は、支所長と協議の上、変更するものとする。

3 保健所長は、専監施設名簿を作成又は変更したときは、速やかに支所長に通知するものとする。

(違反食品等の情報提供)

第3条

支所長は、専監施設に係る違反食品等の情報を探知した場合は、その旨を保健所長宛て連絡するものとする。

(食品等の苦情の情報提供)

第4条 支所長は、専監施設に係る食品等の苦情を探知した場合は、その旨を保

健所長宛て連絡するものとする。

(食中毒等の情報提供)

第5条 支所長は、専監施設を原因とする食中毒の発生又は食中毒の疑いに係る情報を探知した場合は、その旨を保健所長宛て連絡するものとする。

(連携)

第6条 保健所長及び支所長は、専監施設業者からの相談等があった場合は、必要に応じ連携して対応するものとする。

(食品衛生監視員の研鑽)

第7条 川崎市保健所は、食品専門監視の知識及び経験の還元として、川崎市保健所支所に技術支援を行うものとする。

(要綱の見直し)

第8条 専監施設の選定等は、5年を超えない期間ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、保健所長と支所長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。